田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者等が地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成３０年４月１日施行）第４条第１号イ（ウ）に規定する地域型通所サービス・活動（以下「通所型サービス」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については田原市補助金交付要綱（昭和５１年４月１日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第１に定める通所型サービスとする。

２　補助金の交付の対象となる者は、通所型サービスを行う者であって、通所型サービスを利用する者（以下「利用者」という。）との連絡調整、会計事務処理等を行う事務担当者がいるものとする。

３　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち別表第２に掲げる経費とする。

４　国、愛知県その他の機関からこの要綱と同様の趣旨の補助金の交付を受けている場合は、補助対象外とする。

（補助金の額等）

第３条　補助金の額は補助対象経費の合計額とし、その上限額は、別表第３に定める額とする。

（実費の負担）

第４条　この事業のサービス提供の際に実費が生じるときは、その費用は、利用者の負担とする。

（補助金の交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 田原市地域型通所サービス・活動事業計画書（様式第２号）

(2) 田原市地域型通所サービス・活動事業収支予算書（様式第３号）

(3) 前２号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定をするものとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

（決定の通知）

第７条　市長は、前条の補助金の交付決定をしたときは、速やかに田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第８条　前条の規定により、交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容のうち次に掲げる事項を変更しようとする場合は、田原市地域型通所サービス・活動事業補助金変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な事業内容の変更の場合は、この限りでない。

(1) 開催回数

(2) 申請額

２　市長は、前項の規定による補助金の変更の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付決定変更通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付申請取下書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して１０日を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、田原市地域型通所サービス・活動事業補助金実績報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 田原市地域型通所サービス・活動事業実施報告書（様式第９号）

(2) 田原市地域型通所サービス・活動事業収支清算書（様式第１０号）

(3) 前２号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条に規定する報告を受けたときには、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、田原市地域型通所サービス・活動事業補助金確定通知書（様式第１１号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１２条　補助事業者は、補助金の請求をするときは、市長が指定する期日までに、請求書（様式第１２号）を市長に提出するものとする。

２　補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長が必要とみとめるときは、補助金交付決定額の範囲内で概算払により交付することができる。

３　前項ただし書きの規定による概算払により補助金の交付を受けようとする

場合には、概算払請求書（様式第１３号）により請求するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

（2）補助金を他の用途に使用した場合

（3）補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められる場　合

（4）実支出額が補助対象経費に比べて減少した場合

（5）市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助　事業を中止し、若しくは廃止した場合

（6）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正　の行為があった場合

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付決定取消通知書（様式第１４号）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、田原市地域型通所サービス・活動事業補助金補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

別表第１（第２条関係）

通所型サービス	内容
高齢者等サロン	地域住民主体の趣味活動、交流、体操、運動等の自主的な通いの場及び居場所づくりとして通所型サービスを提供する。
シニアジム	トレーニング機器を活用した安全な運動が行えるよう運動方法の助言や見守りができる人員を配置し、介護予防及び社会参加の促進を目的とした運動機会を提供する。 利用者が参加しやすい環境づくりの提供を行う（送迎等の移動支援を含む）。

別表第２（第２条関係）
補助対象経費

項目		内容
立ち上げ経費		印刷製本費、施設の改修費等
活動経費	人件費	サービス利用調整等に係る人件費
	報償費	活動に携わるボランティアに対する謝礼、講師謝礼等
	需用費	消耗品費、食糧費（昼食及び飲酒にかかる費用除く。）、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等
	使用料及び賃借料	活動拠点の会場使用料、機材レンタル料等
	備品購入費	活動の実施に必要な最小限の備品

別表第３（第３条関係）

サービスの種別	補助金額（上限）
住民（地域活動者）主体の団体の場合	月２回以上開催 １年につき100,000円
事業所の場合	１補助団体につき実施回数が、月４回未満の場合50,000円、月４回以上８回未満の場合55,000円、月８回以上の場合60,000円に実施月数を乗じて得た額を上限とする。 ただし、通所サービス・活動事業と併

	せて送迎を実施する場合は、送迎に使用する車両が１台につき月額5,000円を１月の上限金額に加算し、実施月数を乗じて得た金額を上限とする。

様式第１号（第５条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付申請書

年　　月　　日

田原市長　殿

住所（又は団体名）
申請者
氏名（代表者名）

　　年度補助事業として補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　事業の名称

２　事業の目的

３　事業の内容

４　事業期間　　着手（予定）　　年　　月　　日
　　完了（予定）　　年　　月　　日

添付書類
１　田原市地域型通所サービス・活動事業計画書（様式第２号）
２　田原市地域型通所サービス・活動事業収支予算書（様式第３号）

様式第２号（第５条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業計画書

■事業の概要等

団体名	
開始予定年月日	年　　月　　日
実施（予定）曜日等	□毎週（　　）曜日 □その他 （　　）
実施（予定）時間	時　　分　～　　時　　分
利用可能数	１回あたり　　人
利用者数見込み	月平均　　実　　人
従事者数	１回あたり　　人
費用徴収	□あり（　　円／回） □なし

様式第３号（第５条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業収支予算書

【収入】　　団体名：

内訳	金額	備考
田原市地域型通所サービス・活動事業補助金	円	
合計	円	

【支出】

内訳	金額	備考
	円	
合計	円	

様式第４号（第７条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田原市長

　　年度田原市地域型通所サービス・活動事業補助金については、下記のとおり交付したので通知します。

記

交　付　額	円
団体名称	
実施場所	

(1)　この補助金は、当該補助事業の目的以外に使用してはならない。
(2)　事業が完了したときは、事業完了後１０日以内又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、田原市地域型通所サービス・活動事業補助金実績報告書（様式第７号）を提出しなければならない。
(3)　この補助金交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

様式第５号（第８条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日

田原市長　殿

住所（又は団体名）
申請者
氏名（代表者名）

　　年度田原市地域型通所サービス・活動事業について、下記のとおり変更等したいので申請します。

記

１　変更等の内容

２　変更等の理由

３　補助金交付申請額（変更後の総額）　金　　円

（添付書類）
１　収支予算書及び事業計画書
２　その他参考となる資料

様式第６号（第８条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付決定変更通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田原市長

　　年度田原市地域型通所サービス・活動事業について、下記のとおり変更することに決定しましたので、通知します。

記

１　変更等の内容

２　変更等の理由

３　変更後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額（変更後の金額）	金	円

４　補助金の交付条件の変更

様式第７号（第１０条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業補助金実績報告書

年　　月　　日

田原市長　殿

住所（又は団体名）
申請者
氏名（代表者名）

　　年度田原市地域型通所サービス・活動事業が完了したので、下記により報告します。

記

補助事業の完了年月日	年　　月　　日
補助金の交付決定額	円
補助対象経費の予算額	円
補助対象経費の実績額	円

添付書類
１　田原市地域型通所サービス・活動事業実施報告書（様式第８号）
２　田原市地域型通所サービス・活動事業収支精算書（様式第９号）

様式第８号（第１０条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業実施報告書

団体名	
実施回数	計　　回
利用者数	月平均　　実　　人 ※利用者名簿については別添のとおり
内　　容	

様式第９号（第１０条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業収支精算書

【収入】　　団体名：

内訳	金額	備考
田原市地域型通所サービス・活動事業補助金	円	
合計	円	

【支出】

内訳	金額	備考
	円	
合計	円	

様式第１０号（第９条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付申請取下書

年　　月　　日

田原市長　殿

住所（又は団体名）
申請者
氏名（代表者名）

年度田原市地域型通所サービス・活動事業補助金について、申請を取下げたいので、届け出ます。

記

団　体　名　称	
取下げの理由	

様式第１１号（第１１条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業補助金確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田原市長

年度田原市地域型通所サービス・活動事業の補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額	円
団　体　名　称	

様式第１２号（第１２条関係）

請　　求　　書

年　　月　　日

田原市長　殿

住所（又は団体名）
申請者
氏名（代表者名）

年度田原市地域型通所サービス・活動事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

請　求　金　額							円
団　体　名　称							

振込先金融機関

金融機関名	銀　行 信用金庫　　支店 農業協同組合
預　金　種　別	普通　・　当座
口　座　番　号	
口座名義人（カタカナ）	

様式第１３号（第１２条関係）

概　算　払　請　求　書

年　　月　　日

田原市長　殿

住所（又は団体名）
申請者
氏名（代表者名）

田原市地域型通所サービス・活動事業補助金要綱第１０条第３項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請　求　金　額							円
団　体　名　称							

振込先金融機関

金融機関名	銀　行 信用金庫　　支店 農業協同組合
預　金　種　別	普通　・　当座
口　座　番　号	
口座名義人（カタカナ）	

様式第１４号（第１３条関係）

田原市地域型通所サービス・活動事業補助金交付決定取消通知書

第
号
年　　月　　日

様

田原市長

年度田原市地域型通所サービス・活動事業の補助金について、下記のとおり取り消します。

記

取消しの理由	
取消しの内容	